

レポートレビュー 東京都グリーンボンドレポート

東京グリーンボンド・インパクトレポート

2023年1月27日

検証パラメータ

報告形態	<ul style="list-style-type: none">グリーンボンドの充当結果およびインパクトレポート
関連基準	<ul style="list-style-type: none">インパクト・レポーティングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書（国際資本市場協会：ICMA）（令和4年6月）グリーンボンド原則（国際資本市場協会：ICMA）（令和3年6月）
検証範囲	<ul style="list-style-type: none">東京グリーンボンド・インパクトレポート（令和5年1月19日時点）東京都グリーンボンド・フレームワーク（令和3年3月）
検証のタイミング	<ul style="list-style-type: none">発行後の検証
有効性	<ul style="list-style-type: none">東京グリーンボンド・インパクトレポート（令和5年1月19日時点）に重要な変更がない限りにおいて有効

※本評価書は正式言語である英語版の評価書から翻訳されたものである。本評価書にて提示する情報の正確性について疑問が生じた場合は英語版の評価書を参照することが推奨される。

目次

評価のスコープ.....	3
評価サマリー.....	4
レポートレビュー 評価.....	5
PART I: フレームワークで示された発行体のコミットメントとの整合性.....	5
PART II: インパクト・レポートイングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書との整合性.....	7
PART III: 充当結果の開示と報告指標の健全性.....	11
別添 1: 方法論.....	17
別添 2: 品質管理プロセス.....	18
外部レビューについて.....	19

評価のスコープ

東京都は ISS Corporate Solutions (ICS) に対して、東京グリーンボンド・インパクトレポートに対する外部レビュー¹の提供を依頼した。外部レビューの提供にあたっては以下が評価された。

1. 東京都グリーンボンド・フレームワーク（令和 3 年 3 月）²に示されたコミットメントと東京グリーンボンド・インパクトレポートとの整合性
2. 東京グリーンボンド・インパクトレポート – 国際資本市場協会（ICMA : International Capital Market Association）の「インパクト・レポーティングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書」（HFIR : Harmonised Framework for Impact Reporting）（令和 4 年 6 月）をベンチマークとした分析
3. 充当結果の開示と報告指標の健全性 – インパクト指標がベストマーケットプラクティスに沿っているかどうか、発行されたグリーンボンドと関連性があるかどうか
4. 東京都は令和 3 年度に 3 つのグリーンボンドを 2 種類の投資家に対して発行している。令和 3 年 10 月には、発行額 150 億円で 5 年債（東京都公募公債（東京グリーンボンド（5 年））第 5 回、ISIN コード:JP2130002NA6）を、発行額 150 億円で 30 年債（東京都公募公債（東京グリーンボンド（30 年））第 5 回、ISIN コード:JP2130003NA4）を発行しており、双方とも機関投資家向けである。令和 3 年 12 月には、個人投資家向けに 1 億 2 千 2 百万豪ドル（日本円換算 100 億円）で 5 年債（東京都 110,000,000 豪ドル 3.63%利付 2027 年満期債券、ISIN コード:XS2559491282）を発行している。

¹ 東京グリーンボンド・インパクトレポートに記載された情報に対しては限定的または合理的な保証は提供されない。充当結果およびインパクトレポートに対するレビューは、ICMA の中核的原則および該当する場合には推奨事項、ならびにフレームワークに概説されている基準に沿って実施されるものである。評価は、充当結果及びインパクトレポートに記載されている情報に基づいている。発行体は対象情報に重要な虚偽の表示がないことを保証するための方法や内部統制手続の適用を含むレポートの作成に責任を負う。

² 令和 3 年 9 月 3 日時点でグリーンボンド原則と整合している旨評価されている。

評価サマリー

セクション	概要	評価
Part 1. フレームワークで示された発行体のコミットメントとの整合性	東京グリーンボンド・インパクトレポートは、東京都グリーンボンド・フレームワークで定められた発行体のコミットメントを満たしている。調達資金は、フレームワークに定められた適格基準に従って、再生可能エネルギー、グリーンビルディング、エネルギー効率、汚染防止と制御、クリーンな輸送、持続可能な排水管理、環境的に持続可能な土地利用管理、気候変動への適応に充当されている。	Aligned (整合している)
Part 2 インパクト・レポートに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書との整合性	東京グリーンボンド・インパクトレポートは、ICMAの「インパクト・レポートに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書」に準拠している。発行体は、中核となる原則と、該当する場合には主要な推奨事項に従っている。 本報告書は、東京都が発行する第5回東京グリーンボンドの発行から初めてのインパクトレポートとなる。この報告書は、東京都のウェブサイトで開催される予定である。本債券は、令和3年3月のフレームワーク公表後、令和3年10月と12月に発行された。調達資金は、フレームワークで定められた適格基準に沿って、グリーンプロジェクトに全額配分された。発行体は、配分された資金の割合を、透明性をもって開示している。	Aligned (整合している)
Part 3 充当結果の開示と報告指標の健全性	債券による資金の配分は、フレームワークで提示されているように、様々な適格プロジェクトおよび資産カテゴリーに対する内訳が開示されている ³ 。 東京都グリーンボンド・フレームワークは、データソース、計算方法、ベストマーケットプラクティスを反映した粒度に関する包括的な開示を行うことにより、創出した影響を報告する適切な方法を採用している。	Positive (ポジティブ)

³ 評価は、インパクトレポートに記載されている情報に基づいている。発行体は対象情報に重要な虚偽の表示がないことを保証するための方法や内部統制手続の適用を含むレポートの作成に責任を負う。

レポートレビュー 評価

PART I: フレームワークで示された発行体のコミットメントとの整合性⁴

以下の表は、東京グリーンボンド・インパクトレポートを、グリーンボンド原則の中核的要件と市場のベストプラクティスに基づき、東京都のフレームワークで定められたコミットメントに照らして評価したものである。

グリーンボンド原則	オピニオン	コミットメントとの整合性
1. 資金用途	<p>東京都は、東京都グリーンボンド・フレームワークに示された「資金用途」に関する記載内容に従っていることを確認している。この報告書は、フレームワークで定められた当初のコミットメントに沿ったものである。再生可能エネルギー、グリーンビルディング、エネルギー効率、汚染防止と制御、クリーンな輸送、持続可能な排水管理、環境的に持続可能な土地利用管理、気候変動への適応などである。</p> <p>発行体のグリーンカテゴリーは事業カテゴリーと一致しており、フレームワークに提示された適格性基準に沿っている。また、環境改善効果も事業レベルで記述されている。</p> <p>発行体は、調達資金のうち 401 億 700 万円を全額新規プロジェクトに充当していることを明らかにした。総資金の約 50%が「気候変動への適応」カテゴリーに配分されている。</p>	<p style="text-align: center;">✓</p>
2. 対象事業の評価・選定プロセス	<p>東京都は、東京都グリーンボンド・フレームワークに示された「対象事業の評価と選定に関するプロセス」に従っていることを確認している。この報告書は、フレームワークで定められた当初のコミットメントに沿ったものである。対象事業の評価・選定プロセスにおいては様々な部門の関与とその貢献が見られる。</p> <p>選択された事業は整合性のある方法で定義され構成されている。発行体は適格性基準への準拠を保証してい</p>	<p style="text-align: center;">✓</p>

⁴ 東京都グリーンボンド・フレームワークは、令和3年9月3日時点でグリーンボンド原則に合致していると評価されている。

	<p>る。対象事業に関連する ESG リスクは、適切なプロセスを通じて特定・管理されている。</p>	
3. 調達資金の管理	<p>東京都は、東京都グリーンボンド・フレームワークに示された「調達資金の管理」の記載内容に従っていることを確認している。</p> <p>調達資金は、例外なく、適格プロジェクトへ配分された金額の 100%に相当する。令和 4 年 9 月時点で、調達資金は適切な方法で追跡管理され、監査委員に審査されている。</p>	<p>✓</p>
4. 報告	<p>東京グリーンボンド・インパクトレポートは、東京都グリーンボンド・フレームワークに示された「レポートティング」の記載内容と一貫している。この報告書は、フレームワークで定められた当初のコミットメントに沿ったものである。東京グリーンボンドの資金を一つの事業に複数年度にわたって充当する場合は、その旨を明記し、東京都のウェブサイト上で投資家に公開する。</p> <p>東京グリーンボンド・インパクトレポートに記載された情報は、フレームワークで表明された発行前のコミットメントを遵守している。東京都は、事業名、調達資金の充当額（百万円）、東京グリーンボンドの分類による環境事業区分、環境効果の達成または見込みなどの充当結果を開示している。</p> <p>このセクションの詳細な分析は、本レポートのパート III に記載している。</p>	<p>✓</p>
5. 検証	<p>ISS ESG は令和 3 年 9 月に東京都グリーンボンド・フレームワークに対して Second Party Opinion (SPO)を提供した。</p>	

PART II: インパクト・レポーティングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書との整合性

レポーティングはグリーンボンド原則の中核的な要素であり、特に年次報告という形で、プロジェクトで期待されるあるいは達成されたインパクトを伝えることに透明性があると言える。グリーンボンドの発行体は、グリーンボンドで調達した資金の使途と環境への影響について、少なくとも債券の全額が割り当てられるか満期になるまで、年次で報告することが求められている。この分析では、最も広く採用されている基準である「インパクト・レポーティングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書」（HFIR）がベンチマークとして選択された。

下表は、ICMA の「インパクト・レポーティングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書」に対する、東京グリーンボンド・インパクトレポートの評価を示している。

中核的原則		
ICMA HFIR	東京都グリーンボンド・インパクトレポート	評価
年次報告	東京都は発行後初年度に報告書を提出し、調達資金はすべて充当されている。この報告書は、東京都のウェブサイトで公開される予定である。	✓
環境効果の提示	<p>グリーンボンドから創出されるインパクトの評価と測定は、以下の分野を対象としている：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 太陽光発電設備の想定年間発電量 b. 緑化面積の拡大 c. エネルギー削減量 d. 発電量（売電含む） e. エネルギー削減量 f. 温室効果ガス削減量 g. 整備延長（サイクリングルート） h. 遮熱性・保水性舗装の整備延長 i. 排出ガス規制対象物質削減率 j. 貯留施設等の貯留量 k. 下水道 50 ミリ浸水解消率 l. 河川の整備率 m. 調整池の貯留量 n. 整備延長 o. 整備規模及び施設数 	✓

ESG リスク管理	対象事業の評価・選定プロセスにおいて、事業区分に関連する ESG リスクが特定・管理されている。	✓
資金配分- 通貨の透明性	グリーンボンドは日本円と豪ドルの 2 つの通貨で発行されているが、グリーンボンドによる調達資金の配分及び事業に関する報告では、すべてのキャッシュフローを日本円で報告する。発行体は、透明性を高めるために、日本円と豪ドルの為替レートを計算し、日本円での金額も提供している。	✓

推奨事項

ICMA HFIR	東京グリーンボンド・インパクトレポート	評価
プロジェクト評価・選定の期間とプロセスの定義と公開	<p>調達資金は全額グリーンプロジェクトに配分された。</p> <p>発行体は、適格グリーンプロジェクトの選定と評価において、透明性のあるプロセスを採用した。グリーンボンド・フレームワークの下で発行されたグリーンボンドを通じて融資および/または借り換えが行われた事業は、フレームワークで規定された適格基準に準拠して評価・選定された。</p>	✓
適格な支出に割り当てられた合計額の開示	発行体は、第 5 回のグリーンボンド発行では、3 つの債券で総額 40,107 百万円を調達した。(償還期限: 2026 年 9 月 18 日(金)、2051 年 9 月 20 日(水)、2026 年 12 月 4 日(金)) 調達資金の 100%がグリーンアセットに充当されている。	✓
調達資金の配分に関する正式な組織内プロセスおよび配分の報告	発行体は、調達資金の配分について透明性のあるプロセスを踏んでいる。	✓
プロジェクトまたはポートフォリオレベルでの報告	東京グリーンボンド・インパクトレポートには、対象事業ごとに配分された調達金額の合計が記載されている。	✓

インパクトレポートへの取り組みについての説明	具体的な事業を特定しており、各事業について事業規模やファイナンス割合等の情報を提供しつつ、事業全体の結果（全ての融資者からのファイナンス状況を含む）を明確に定義している。	✓
推定される存続期間における結果およびまたはプロジェクトの経済的耐用年数（年単位）の報告	発行体は、ポートフォリオの平均的な存続期間（年数）やプロジェクトの経済的耐用年数を報告していない。発行体との確認の結果、今後、リファイナンスの場合は期間を記載する予定であるとされた。一方、発行体は、現時点では新規プロジェクトについて存続期間を開示する予定はないとしたが、今後の市場動向によっては、情報開示を検討するとした。	○
特定のプロジェクトに対する事後的な検証	現在、発行体はプロジェクトの事後検証を行っていない。	NA
限られた数のセクター固有の中核指標についての報告	発行体は、フレームワークに提示されているセクター固有の指標とその他の持続可能性に関する指標、および ICMA が提案する指標に沿って報告している。	✓
共通に使用される単一の基準がない場合、発行体は独自の計算方法に従って開示することができる	<p>発行体は、インパクトレポートにけるインパクト指標の計算方法の大部分を一般に開示しており、レビューにおいて非開示である計算方法を一部提供した。</p> <p>非開示の計算方法の例:</p> <p>エネルギー消費量の削減：既存設備の電気使用量</p> <p>開示されている計算方法の例：</p> <p>導入される再生可能エネルギー設備からの発電量を年平均日射量、損失係数、システム容量と年間発電日数より算出</p> <p>算定式：設置面の1日当りの年平均日射量×損失係数×システム容量×年間発電日数</p> <p>従来型照明と LED のエネルギー使用量を比較して算出</p>	✓

	<p>算定式：LED 本数×1本あたりの削減消費電力(kW)×年間点灯時間</p> <p>廃棄車両の排ガスの規制値（長期規制値）と事業により導入する車両の排ガスの規制値の比較より算出</p> <p>整備延長（サイクリングルート）、ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応に係る整備延長、高潮防御施設の整備延長、公園の整備、水辺空間における緑化整備、中小河川の整備、東京港・島しょ海岸保全施設整備は、実測値である。</p>	
数値の変換に関する開示（該当する場合）	発行体は、個々のプロジェクトについて報告された単位を、標準的な変換係数に基づき変換している。	✓
適格性が一部にとどまる事業	すべて適格事業に充当されている。	N/A
異なるプロジェクトから予想されるインパクトを個別に報告できない場合、発行体は帰属アプローチを使用（及び開示）することができる。	東京都の事業に伴うインパクトは、事業ごとおよびカテゴリーごとに集計して報告されている。	N/A

オピニオン

東京都は、「インパクト・レポーティングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書」（HFIR）の中核的原則と主要な推奨事項を遵守している。発行体は、ベストプラクティスに沿って、期待される報告のレベル、頻度、範囲、期間について透明性を提供している。

PART III: 充当結果の開示と報告指標の健全性

調達資金の配分

調達資金の配分に関する報告は其々の対象事業に割り当てられた投資の数値を利用してインパクトを概観するために重要である。

配分報告は、資金を完全に配分した後、発行（令和3年10月および12月）の翌年度内に行われた。

適格事業/資産に配分された調達資金

調達資金の配分は、事業の種類別のカテゴリーレベルで分類されている。発行体からは、ポートフォリオに含まれる事業についての詳細が提供されている。

東京グリーンボンド・インパクトレポートにおける配分報告は、以下の情報を提供することにより、ベストマーケットプラクティスに沿ったものとなっている。

- ファイナンスされたプロジェクトの数
- 調達額（単位：百万円）
- 事業タイプごとの配分額の内訳
- 対象事業のケーススタディ（スマートエネルギー都市づくり、気候変動への適応）

インパクト報告の指標

下の表は、インパクト指標を用いた事業や資産のアウトプット、アウトカム、インパクトに関する発行体の報告と開示について、独自の評価を示したものである。

要素	評価
妥当性	<p>本債券で発行体を選んだインパクト指標は以下の通りである。</p> <p>スマートエネルギー都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 太陽光発電設備の想定年間発電量 b) エネルギー削減量 c) 発電量（売電含む） d) 温室効果ガス削減量 e) 整備延長（サイクリングルート） <p>自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> f) 緑化面積の拡大 g) 整備面積 <p>生活環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> h) 遮熱性・保水性舗装の整備延長 i) 排出ガス規制対象物質削減率 (NOx, PM) j) 貯留施設等の貯留量 <p>気候変動への適応</p> <ul style="list-style-type: none"> k) 下水道 50 ミリ浸水解消率 l) 河川の整備率 m) 調節池の貯留量 n) 護岸の整備延長 o) 整備規模及び施設数 <p>これらの指標は、本債券で調達される資金用途のカテゴリーにとって定量的かつ重要であり、ICMA 「インパクト・レポーティングに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書」によるグリーンボンドのためのインパクトレポート指標提案に概ね沿っている。一部の指標は、発行体のプロジェクトの特異性を捉えるために発行体が設計したものである。これは、市場のベストプラクティスに沿ったものである。</p>
データ収集と定量的評価の方法	<p>環境に関するインパクトは、令和 3 年度末までの実績または見込みに基づいている。該当する指標について、東京都は算出方法を示している。</p>

<p>ベースラインの選定</p>	<p>一部のインパクト指標は、特定のベースラインに対してベンチマークされている。例えば、温室効果ガス削減量、照明・LED1個あたりの年間消費電力量の削減量、旧型車と新型車の排ガス規制値などである。浸水対策における下水道浸水解消率は、下水道の基幹施設の整備により1時間50mm降雨に対して浸水被害が解消された東京23区の面積の割合を算出している。その他の指標は実測値である。</p>
<p>スケールと粒度</p>	<p>インパクトデータは、事業レベルの指標で表示されている。</p>

インパクト指標と国連の持続可能な開発目標とのハイレベルマッピング

東京グリーンボンド・インパクトレポートで開示されている債券によってファイナンスされた事業に基づき、東京都がグリーンボンドに採用したインパクト指標は、ICMAの「SDGsとの関連性に関するハイレベルマッピング」によると、以下のSDGsにマッピングすることができる。⁵

インパクト指標	SDGs
<p>スマートエネルギー都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 都有施設の改築・改修（太陽光発電設備の導入） ■ 都有施設・道路の照明のLED化 ■ 上下水道施設の省エネ化 ■ 自転車走行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> a) 太陽光発電設備の想定年間発電量 b) エネルギー削減量 c) 発電量（売電含む） d) 温室効果ガス削減量 e) 整備延長（サイクリングルート） 	
<p>自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 都有施設の改築・改修（緑化整備） ■ 公園の整備 ■ 水辺空間における緑化の推進 <ul style="list-style-type: none"> a) 緑化面積の拡大 	

⁵ ICMA's Mapping-SDGs-to-Green-Social-and-Sustainability-Bonds

<p>b) 整備面積</p>	
<p>生活環境の向上</p> <p>ヒートアイランド現象に伴う暑熱対応</p> <p>a) 遮熱性・保水性舗装の整備延長</p>	
<p>生活環境の向上</p> <p>環境にやさしい都営バスの導入</p> <p>a) 排出ガス規制対象物質削減率 (NOx, PM)</p>	
<p>生活環境の向上</p> <p>合流式下水道の改善</p> <p>a) 貯留施設等の貯留量</p>	
<p>気候変動への適応</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 浸水対策 ■ 中小河川の整備 ■ 高潮防御施設の整備 ■ 東京港・島しょ海岸保全施設整備事業 <p>a) 下水道50ミリ浸水解消率</p> <p>b) 河川の整備率</p> <p>c) 調節池の貯留量</p> <p>d) 護岸の整備延長</p> <p>e) 整備規模及び施設数</p>	

オピニオン

東京都グリーンボンド・フレームワークでは、データ収集、計算方法、ベストマーケットプラクティスを反映した粒度に関する包括的な開示が行われ、創出されたインパクトを報告するための適切な方法が採用されており、フレームワークに提示されたように、異なる適格事業・資産カテゴリーごとに詳細な内訳とともに債券の調達資金の配分が開示されている。また、使用されているインパクト指標は、ICMAがHFIRで推奨している指標を用いたベストマーケットプラクティスに沿っている。

免責事項

1. 外部レビューの有効性: 令和5年1月19日時点の東京グリーンボンド・インパクトレポートに大きな変更がない限りにおいて有効である。
2. ISS Corporate Solutions, Inc. (以下「ICS」)は、Institutional Shareholder Services Inc. (以下「ISS」)の完全所有子会社であり、ISSの責任投資部門であるISS ESGの独自評価手法に基づき作成・発行する外部レビューを販売・配布している。その際、世界のリサーチ分野における責任の品質に一貫性を持つため、標準化された手順を遵守している。ISSの方法論に関する情報はリクエストに応じて利用可能である。
3. 外部レビューは、外部レビューの提供先(以下「受領者」)から提供されたデータに基づいている。ISSは、この外部レビューに提示された情報が完全、正確または最新であることを保証しない。ISSおよびICSは、この外部レビューの使用またはそこで提供されるいかなる情報に関しても、いかなる責任も負わないものとする。
4. ISSが行う意見表明や価値判断は投資推奨ではなく、いかなる場合も金融商品・資産の購入や売却を推奨するものではない。特に、外部レビューは、金融商品の経済的収益性や信用度を評価するものではなく、専ら上記の社会・環境基準に言及するものである。ISSの意見表明および価値判断は、外部レビュー作成時に受領者から提供された情報に基づいており、将来、ISSが受領者から同じ業務範囲について再度外部レビューを依頼された場合でも、市場ベンチマークの発展により変更される可能性がある。
5. 本外部レビュー、そこに含まれる特定の画像、テキスト、グラフィック、およびICS、ISS ESG、ISSのレイアウトとカンパニーロゴはISSの所有物であり、著作権法と商標法の下で保護されている。ISSの所有物の使用には、ISSからの書面による事前の明確な同意が必要である。使用とは、特に本外部レビューの全部または一部のコピーまたは複製、無料または有料での本外部レビューの配布、あるいはその他のいかなる方法での本外部レビューの悪用を指す。
6. 受領者による本外部レビューの配布は、ICSと受領者の間の契約条件に定めるとおり、外部レビュー内で企図される取引に参加する第三者に限定されるものとする。

本報告書を依頼した受領者は、ICSから自己評価ツールや出版物を購入した可能性があり、ICSは受領者にアドバイザーサービスや分析サービスを提供した可能性がある。この報告書の作成にICSの従業員は関与していない。ISSの機関投資家は、いかなる発行体のICSの製品およびサービスの使用について、disclosure@issgovernance.comに電子メールで問い合わせることができる。

本評価書は、米国証券取引委員会またはその他の規制機関に提出されたものでも承認を受けたものでもない。ISSは細心の注意を払って本評価書を作成しているが、本報告書の情報の正確性、完全性または有用性に関して、明示的か黙示的を問わずいかなる保証をするものではない。本評価書の情報に基づいて行われたいかなる投資や他の目的行為に関する責任を負うものではない。特に、提供される調査およびスコアは、証券の売買に関する申し出、勧誘または助言を意図したものではなく、投票または議決権行使代理行為を勧誘することを意図したものでもない。

Deutsche Börse AG (以下「DB」)は、ISSを完全所有する持株会社ISS HoldCo Inc.に約80%の株式を保有している。ISS HoldCo Inc.の残りの株式は、Genstar Capital (以下「Genstar」)とISSの経営陣の組み合わせにより保有されている。ISSは、DB、GenstarおよびISS HoldCo Inc.の取締役会に関する不干渉および潜在的な利益相反に関する方針を正式に採択している。これらの方針は、ISSが作成する調査、推奨、格付けおよびその他の分析的提供物の完全性と独立性を保護し、ISSおよびその所有者の評判を守るための適切な基準および手続きを確立することを意図している。これらの方針に関する詳細な情報は、以下のサイトで入手できる。

<https://www.issgovernance.com/compliance/due-diligence-materials>.

別添 1: 方法論

発行後レポートのレビュー

発行後報告書の外部レビューは、発行体の発行後報告書の健全性、認知された市場ガイドラインとの整合性に関する独立した意見を提供し、作成された報告書の信頼性に関する独立した情報を投資家に提供するものである。発行体から提供された情報に基づき、報告書の整合性が、認知された市場ガイドライン、発行体を選択した評価指標、報告のプロセスと方法論の健全性によって評価される。評価指標は、一般的な市場ガイドラインを参照した独自の手法により、特定の指標群に基づいて分析される。

SDGs に対するハイレベルマッピング

平成 27 年 9 月に国連で承認された 17 の持続可能な開発目標（SDGs）は、より持続可能な未来に向けた主要な機会と課題の指標となるものである。ICMA の「グリーンボンド及びソーシャルボンドおよびサステナビリティボンド：SDGs との関連性に関するハイレベルマッピング」に基づく独自の手法により、発行体の報告やプロジェクトのカテゴリーが、どの程度 SDGs に貢献しているかを確認する。

別添 2: 品質管理プロセス

スコープ

東京都は、ICS に発行後レポートの外部レビュー（External Review）の作成を依頼した。外部レビュープロセスには、発行後レポートが発行体のグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドのフレームワークと、それぞれの市場基準（グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンドガイドライン）に合致しているかどうかを検証すること、報告方法の堅牢性と完全性を評価することが含まれている。

基準

関連基準：

- ICMA グリーンボンド原則
- ICMA インパクト・レポートに関する調和のとれた枠組みに係るガイダンス文書
- ICMA SDGs との関連性に関するハイレベルマッピング

発行体の責任

発行体の責任は、以下の情報および資料を提供すること：

- 東京グリーンボンド・インパクトレポート
- グリーンボンド・フレームワーク
- 調達資金の配分
- インパクト指標
- ESG リスク管理

ISS ESG の検証プロセス

ISS ESG は世界有数の独立した ESG 調査・分析・格付会社である。同社は 25 年以上にわたり、サステナブル関連の資本市場に積極的に関与してきた。平成 26 年以来、ISS ESG はグリーンボンドおよびソーシャルボンド市場で高い評価を得ているリーダーとしての評判を築き上げ、CBI が承認した最初の検証機関の 1 つとなった。

この独立した外部レビューは、ICMA のグリーン、ソーシャル、サステナビリティボンド及びサステナビリティリンクボンドの外部レビューに関するガイドライン及びその方法論に従い、関連する場合には ISAE 3000（改訂版）「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」を考慮して実施された。

東京都とのエンゲージメントは、令和 4 年 12 月から令和 5 年 1 月に行われた。

ISS のビジネス慣行

ISS は、ISS のビジネスおよびチームメンバーの誠実性、透明性、専門的な能力と適切な注意、専門的な行動と客観性に関する詳細な要件を定めた ISS 倫理規定に厳密に準拠してこの検証を実施した。これは、検証が独立して行われ、ISS グループの他の部門との利益相反がないことを保証するように設計されている。

外部レビューについて

ISS ESG は、持続可能な投資の分野において、世界をけん引してきた格付機関である。ISS ESG は、企業や国のパフォーマンスを環境、及び社会の側面から分析してきた。

我々は外部の原則（ICMA グリーン/ソーシャルボンド原則、サステナブルボンドガイドラインなど）との整合性を評価し、事業の持続可能性に関する品質を分析し、発行体自身の持続可能性のパフォーマンスを評価する。この3つのステップに従って、私たちは持続可能性の観点から債券/ローンの品質について投資家にできるだけ周知されるように、独立した外部レビューを作成する。

詳細はこちら: <https://www.isscorporatesolutions.com/solutions/esg-solutions/green-bond-services/>

外部レビューサービスについての詳細は、以下にお問い合わせください。

SPOsales@isscorporatesolutions.com

本報告書に関する情報については、以下にお問い合わせください。

SPOOperations@iss-esg.com

プロジェクトチーム

主担当

Adams Wong
Associate Vice President
ESG Consultant

サポート

Alice Wong
Associate
ESG Consultant

プロジェクト統括

Marie-Bénédicte Beaudoin
Associate Director
Head of ISS ESG SPO Operations